

平成24年第3回教育委員会

臨時会会議録

平成24年3月22日

東久留米市教育委員会

平成24年第3回教育委員会臨時会

平成24年3月22日午前8時30分開会

市役所6階 教育長室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (6) 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定依頼について
 - (7) 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）について
 - (8) 東久留米市立公立学校に勤務する児童介助員の服務規程の一部改正について
-

出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	生涯学習課長 山 下 一 美
学 務 課 長 稻 葉 勝 之	

事務局職員出席者

庶務係長 鳥 越 富 貴

◎開会及び会議の宣告

(午前8時30分)

- 委員長 これより平成24年第3回教育委員会臨時会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日は4番井上委員に願います。

◎議案の件名の変更及び議案の追加

- 委員長 事務局から議案の件名の変更及び議案の追加の申し出がありますので、説明を求める。
- 総務課長 先にお配りしている日程のうち、日程第4の東久留米市体育指導委員の委嘱については名称がスポーツ推進委員に変更になっているので改めさせていただくことと、さらに、速やかに規程の文言の修正を行う必要があるため、議案第21号を追加議案として上程させていただきたい。
- 委員長 ただ今の説明のとおり、議案第17号の議案の件名の変更、及び議案第21号を追加議案として了承いただけることに賛成の委員の挙手を求める。挙手全員でありそのように取り計らう。については新しい日程を配布する。

(新しい日程を配布)

◎公開しない会議の宣告

- 委員長 議案第15号から第18号までは人事案件であるため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいのでお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。挙手全員であり公開しない会議とする。

◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴の方はいらっしゃるか。
- 総務課長 いらっしゃらない。
- 委員長 おいでになったらお入りいただくこととする。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決について

- 委員長 日程第6、「議案第19号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第19号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について」、上記議案を提出する。平成24年3月22日。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、損害賠償請求額を定め和解を成立させるため、地方自治法第96条

第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得る必要があるためである。
詳細については総務課長から説明する。

○**総務課長** 本案は平成21年7月16日の午後1時15分ごろ、市立第九小学校内において、当時3年の男子児童が学校管理下における清掃活動中に、校舎1階西昇降口の階段の手すりをすべり降りようとした際に落下した事故により、急性硬膜下血腫等の傷害を負い後遺症を生じた件について、相手方と損害賠償について協議を行ってきた。これまでの交渉期間を要したのは、症病の症状が固定して障害診断書が提出されるまでに1年以上を要したこと、また、その後、相手側と過失割合及び損害賠償請求額などについて協議してきたためである。この間、市としても弁護士や損害保険会社などと相談・協議しながら対応してきた。この結果、過失割合は市側が4分の3、相手側が4分の1とし、市は相手方に対して本件事故による損害賠償義務として、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる既払い金のほか、90,525,736円の支払義務があることを認め和解が成立することになり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものである。

なお、本件事故発生後には再発防止のため、学校では指導強化月間を設けるなど安全指導を徹底し指導の強化を図るとともに、校内に注意喚起等掲示も行っている。また、教育委員会としても全校に安全指導及び安全管理についての通知を行い、安全点検の実施及び危険と思われる個所の改修・補修なども行っている。なお、今回の損害賠償金については全額が保険にて補てんされる。

○**委員長** これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論なしと認め採決に入る。
「議案第19号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、よって議案第19号は承認することに決した。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決について

○**委員長** 日程第7、「議案第20号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○**教育長** 「議案第20号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）について」、上記議案を提出する。平成24年3月22日。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。

○**総務課長** 資料の補正予算（第5号）の「歳出」の欄をご覧ください。議案第19号でご説明したとおり和解金は124,125,736円であるが、独立行政法人日本スポーツセンターから既に見舞金として33,600,000円が相手方に直接振り込まれている。今回はその差額分が小学校施設管理費の事業費として、90,526,000円計上されている。

○**委員長** この件については校長会で話題になったのか。

○**教育長** 事故発生直後には指導室からの通知文や、校長会等で必要に応じて報告しているが、容態が安定されてからは特に報告していない。

○委員長 これでは質疑を終了する。これより討論に入る。討論なしと認め採決に入る。

「議案第20号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）補正予算（案）について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、よって、議案第20号は承認することに決した。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決について

○委員長 日程第8、「議案第21号 東久留米市公立学校に勤務する児童介助員の服務規程の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第21号 東久留米市公立学校に勤務する児童介助員の服務規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成24年3月22日。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、学校教育法等の一部改正に伴い、文言を改める必要があるためである。詳細については学務課長から説明する。

○学務課長 平成19年4月に学校教育法が改正され、「特殊学級」から「特別支援学級」に文言が改められた。関連する他の規則等の改正は行っているが本規程のみ改正を行っていなかったため、本日上程させていただいた。

○委員長 この5年間改正されていないが、何か不都合はなかったのか。

○教育長 本規程の対象は児童介助員の方のみであったため、直接、一般の方にご迷惑をかけることはなかった。しかし、一部改正が遅れたことは事務的なミスであり、お詫びする。

○委員長 これでは質疑を終了する。これより討論に入る。討論なしと認め採決に入る。

「議案第21号 東久留米市公立学校に勤務する児童介助員の服務規程の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、よって議案第21号は承認することに決した。

◎閉会の宣告

○委員長 これをもって平成24年第3回教育委員会臨時会を閉会する。

(午前9時10分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年3月22日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 井上敏博(自署)